# 1. 意見募集の趣旨

「電波利用料の見直しに関する検討会」における議論の参考にするため、検討課題やその考え方等について広く意見を募集する。

また、必要に応じて、提出された意見の内容を把握するため、ヒアリング等を実施する。

## 2. 意見募集の内容

電波利用料の見直しに関する以下の項目について、別添に挙げている主な検討課題に対する考え方や、それ以外に検討すべきと考えられる課題とそれに対する考え方。

- (1) 平成26~28年度に必要となる電波利用共益事務
- (2) 電波利用料額の見直しの考え方

# 3. 意見募集要領

意見募集については、ウェブページに掲載するほか、報道発表を行い、発表から1ヶ月程度 の意見募集期間を設ける。

## 1. 平成26~28年度に必要となる電波利用共益事務

## 現状

- ▶ 現料額の適用される平成23~25年度の歳出予算の平均は約706億円 (平成24年度は補正予算を含む。平成25年度予算は政府予算案。)
- ▶ 電波利用料を活用した無線通信分野の研究開発や国際標準化等の取り組みの充実・強化や防災行政無 線等のデジタル化等の支援(今期通常国会に電波法改正法案を提出予定)の必要性が指摘されていると ころ。
- ▶ 平成26年度以降も地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出がこれまでと同規模程度(平成28年度までは毎年約300億円程度)必要。

#### 現行制度における主な使途

- ▶ 不法電波の監視
- ▶ 総合無線局監理システムの構築・運用
- ▶ 電波資源拡大のための研究開発等
- ▶ 地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備

- ▶ 電波の安全性調査
- ▶ 携帯電話等エリア整備事業
- ▶ 電波遮へい対策事業

## 検討課題

電波利用料の歳出に関する上記の点を踏まえ、次期(平成26~28年度)における**電波利用共益事務の内容** や、その**歳出規模**についてどのように考えるか。例えば、元気をつくる、便利なくらしをつくる、みんなの安心を まもるといった観点から電波利用共益事務としてより強化すべき事項はないか。

# 電波利用料の見直しに関する主な検討課題

## 2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

## 現状

- ▶ 電波利用共益事務に係る費用から無線局ごとの料額を算定する際には、
  - ①電波の経済的価値の向上につながる事務(携帯電話等のエリア整備、研究開発等)に係る費用
  - ②恒常的な事務(電波監視等)に係る費用に分類。
- ▶ ①は使用している周波数幅に応じて負担額を算定、②は全無線局で均等割することにより負担額を算定し、合計額を電波利用料として免許人に負担して頂いている。
- ▶ ①の負担額を算定する際、一部の無線システムについては、その特性を考慮して軽減係数(特性係数)を適用している。

# 現在の電波利用料額の算定の流れ 電波利用共益事務を実施するために必要な 歳出総額(=歳入総額) ①電波の経済的価値の向上に つながる事務に係る費用 経済的価値(使用周波数幅等)を 勘案し算定 負担分 会無線局の電波利用料額 各無線局の電波利用料額

## 検討課題

### (1)経済的価値の適正な反映の在り方

電波利用料額の算定に当たっては、電波利用共益費用のうち、電波の経済的価値の向上につながる事務に係る費用について経済的価値(周波数幅等)を反映して料額を算定しているが、経済的価値を反映して計算する範囲や、算定にあたって考慮すべき事項について、受益と負担の関係も踏まえ、どのように考えるか。例えば以下のような点についてどう考えるか。

(例)

- ① 電波利用共益費用のうち経済的価値を勘案して算定する範囲を見直すことの是非
- ② 経済的価値(周波数幅、周波数のひつ迫状況等)を勘案した算定方法の在り方
- ③ **周波数の有効利用状況**や他用途の周波数を確保するための**周波数移行の促進等を勘案**した料額設定の在り方 (例:デジタルへの移行の必要性が高く、また、技術的にも可能であるにも関わらず、長期にわたりアナログシステムを使い続ける場合、料額をデジタルシステムよりも高い料額に設定することにより、デジタル化のインセンティブとする措置)

# 電波利用料の見直しに関する主な検討課題

#### (2)電波利用料の軽減措置の在り方

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。ある無線局の負担が減れば、その分、他の無線局の負担が増加することとなるが、その点も踏まえた上で、例えば以下の事項についてはどのように考えるべきか。

(例)

- ① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方
- ② 新規参入事業者に対する軽減措置
- ③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置

### (3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

今後導入が見込まれる新たな電波利用システム等に対してどのような料額設定を行うべきか。例えば、以下のようなシステムに対する料額設定についてどのように考えるか。その他、料額設定に際して考慮すべきシステムとしてどのようなものが考えられるか。 (例)

① 第4世代携帯電話システム

従来より高い周波数(3GHz超)を使う場合や、人工衛星等他のシステムと共用する場合に、どのような料額設定が適当か 等

- ② スマートメーターなどのM2Mシステム\*\*
  - ▶ スマートメータの方式の一つとして、携帯電話のネットワークを活用する方式が提案されているが、少量かつ低頻度のデータ通信用途に限られているため、通常の携帯電話よりも電波利用料額を安くすべき(免除すべき)との指摘があるが、どのように考えるべきか。
  - ➤ スマートメーター以外のM2Mシステムについてはどうか。例えば、センサーネットワークやデジタル防災無線システムのアンサーバックシステムなどの料額はどう考えるべきか。
  - ※M2M(エムツーエム、Machine to Machine)システムとは、ネットワークに繋がれた機械同士が人間を介在せずに自動的に相互に情報 交換するシステム。
- ③ ホワイトスペースを活用する無線システム

既に制度化されているエリア放送、特定ラジオマイクに加え、災害向け通信システム(災害対応ロボット・機器用)、センサーネットワークといったシステムが導入される見込みだが、平成22年8月に取りまとめられた「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の趣旨(b群相当部分のみを徴収)も踏まえつつ、これらの無線システムの料額についてどう考えるべきか。

# 電波利用料の見直しに関する主な検討課題

## 3. その他

その他、電波利用料制度に関する検討課題としてどのようなものが考えられるか。例えば以下の項目についてはどう考えるか。

(例)

- ① 免許不要の無線LANに対する電波利用料徴収の是非
  - 現行制度では免許不要局は電波利用料の徴収対象外となっているが、営利目的の電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収の必要性についてどのように考えるか。
- ② 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方

常時ローミングにより、我が国で電波利用料が課されている携帯電話端末が海外で使用される場合や、逆に電波利用料を課されない海外の端末が我が国で使用される場合が想定されるが、このようなグローバルな端末の使用が我が国の国際競争力に及ぼす影響についてどのように考えるか。